

企業会計基準委員会 御中

平成19年1月29日  
日立キャピタル株式会社  
執行役常務 財務部門長  
百井 啓二

公開草案「リース取引に関する会計基準(案)」及び公開草案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて

貴委員会が平成18年12月27日にコメント募集されました標記公開草案につきまして、コメントをご提出申し上げます。

## I. 強制適用時期の1年延期

公開草案では、適用時期を基準(案)23.「平成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。ただし、平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度及び事業年度から適用することができる。」とされている。

上場会社として、公開草案に準じた会計処理並びに開示を行うためには新リース会計基準対応のシステム構築等の準備期間確保が不可欠である。以下の理由により借手及び貸手ともに1年間の延期を要望する。

### 1. 新リース会計基準への対応

リース会計基準(案)の適用初年度の対応は、適用指針(案)74及び77記載の通り、適用初年度期首の変更影響額を把握し特別損益に計上することとされている。このため、特に貸手側では、膨大な既存契約について、判定作業を行わなければならない。

所有権移転リース取引は原則として利息法による処理とされているが、貸手側では、税務上の延払処理をしておき変更対応が発生する。新しいリース税務においても延払処理は継続されるものと予想され、新しい管理方法が必要である。

基本リース期間満了後の再リース取引はオペレーティング・リース取引となり、貸手側では、資産の付替えが発生する。この場合、取得時期、税務上の耐用年数及び減価償却方法の取扱いが未定である。

貸手側のリース投資資産と借手側のリース債務は必ずしも一致しない。貸手側の債権は第三者保証分も含め債権計上するため、連結決算の債権債務の相殺消去において不一致となり、対応が必要である。しかしながら、公開草案ではこの点の取扱いは規定されていない。

貸手側ではリース料債権の流動化の処理についても対応を整理する必要がある。

### 2. 平成19年度税制改正への対応

リース会計とリース税務の関連が不明確である。

借手側で会計の減価償却計算方法をリース期間定額法以外の償却方法(級数法、生産高比例法等)を選択した場合は申告調整が必要である。

貸手側は収益計算(リース利益額の20%部分を利息法により再計算)の申告調整が必須である。調整額把握のシステム構築が必要であるが、その方法等の詳細は現在不明である。

会計は平成20年4月1日以後開始する事業年度からの適用で、リース開始日は物件の借受日とされている。これに対し、税務は平成20年4月1日以後契約締結分からとされており、会計と税務で適用時期

が異なる。この適用開始時期の相違も企業側の混乱を招く要因である。

会計は前倒し適用が可能となっているが、その場合税務の対応が二段階で必要となる。

償却資産税には減価償却計算方法の変更、耐用年数の短縮の適用がなく、既存資産の管理と平成19年4月1日以後取得資産の管理を区分する必要がある。

消費税についても対応が必要で、設例にもなく仕訳の変更等整理が必要である。

### 3. 各種新基準等の適用時期との関連

平成20年4月1日以後開始する年度には、企業は複数の改正に対応しなければならない。

- ・金融商品取引法における内部統制報告制度
- ・金融商品取引法における四半期報告制度
- ・棚卸資産の評価に関する会計基準
- ・連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い
- ・税制改正への対応

このように対応課題が多く、そこに決算変更が必要なリース会計対応が重なることは、企業側の負担が大きくなり、相当の混乱が予想される。

特に内部統制システムの構築においては、リース取引のデータをどのようにするかで対応が異なる。借手が自社でリース取引を管理し、システム構築する場合、リース会社から仕訳データを入手する場合それぞれ文書化、自己評価が必要であり、報告企業としては適用事業年度期首には整備を完了する必要がある。

借手及び貸手において、新リース会計基準に対応するためには、上記1及び2に記載の未解決事項の解消、システム化のための十分な検討期間確保が必須である。上述の未解決事項への対策を決めた上で、貸手であるリース会社は、リース・ユーザーへの情報提供のためのシステムと自社決算のためのシステムを短期間で構築しなければならない。現在、会計面、税務面ともに未解決事項が複数残されており、システム構築に着手すらできない状況である。

## II. 重要性の判断基準について

適用指針(案)34(3)で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引は通常の賃貸借処理が可能とされている。しかし、現行のJICPA実務指針六1(1)のただし書きで、1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計によることができるものとされている。現行の財務諸表等規則ガイドライン八の六 - 六にも同様の規定がある。しかし、適用指針(案)ではこの点の取扱いが削除されており、結果として対象契約が変更になるので、現行の取扱いと必ず一致させていただきたい。

以 上